

別表第二十七号(第 126 条関係)

1 放送法第 115 条第 1 項に基づく立入検査  
(表)

基幹放送設備検査職員の証				第 号
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第 115 条第 1 項の規定による基幹放送設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。				
所 属				省 総 総務省 印 務
氏 名				
発 行	年	月	日	
有効期限	年	月	日	

(裏)

放送法抜粋	
第 115 条 総務大臣は、第 111 条第 1 項、第 113 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。	
2 (略)	
3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	
4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第 188 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。	
二 第 115 条第 1 項若しくは第 2 項、第 124 条第 1 項、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 4 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	

注 大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

2 放送法第 115 条第 2 項に基づく立入検査  
(表)

特定地上基幹放送局等設備検査職員の証				第 号
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第 115 条第 2 項の規定による特定地上基幹放送局等設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。				
所 属				
氏 名				
発 行	年	月	日	総務省 印 務
有効期限	年	月	日	

(裏)

放送法抜粋	
第 115 条 (略)	
2 総務大臣は、第 112 条、第 113 条第 2 項及び前条第 2 項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。	
3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	
4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第 188 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。	
二 第 115 条第 1 項若しくは第 2 項、第 124 条第 1 項、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 4 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	

注 大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

3 放送法第 124 条第 1 項に基づく立入検査  
(表)

基幹放送局設備検査職員証				第 号
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第 124 条第 1 項の規定による基幹放送局設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。				
所 属				省 総 総務省 印 務
氏 名				
発 行	年	月	日	
有効期限	年	月	日	

(裏)

放送法抜粋	
第 124 条 総務大臣は、前 3 条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第 188 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。	
二 第 115 条第 1 項若しくは第 2 項、第 124 条第 1 項、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 4 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	

注 大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。